

令和5年度6月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【追加】

(単位:千円)

| 番号 | 事項 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|------------------------|-------|---------|-----------|--------------|-------------|--------------------|--|
| | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 423 | 補助道路整備事業 (彦根近江八幡線) | 令和6年度 | 250,000 | 60,000 | 250,000 | 310,000 | 近江八幡市白王町 彦根市柳川町 | 近江八幡工区(近江八幡市白王町)、彦根工区(彦根市柳川町)は、「ピワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行う工事である。 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為を追加したい。 |
| 424 | 補助道路修繕事業 (麻生古屋梅ノ木線) | 令和6年度 | 180,000 | 15,000 | 180,000 | 195,000 | 高島市朽木中牧 高島市朽木古屋 | 大平田橋工区(高島市朽木中牧)、禿尻橋工区(高島市朽木古屋)は、橋梁の耐震化を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示に伴う事業費の増額により、令和5年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為を追加したい。 |
| 425 | 補助雪寒対策事業 (中河内木之本線) | 令和6年度 | 30,000 | 10,000 | 30,000 | 40,000 | 長浜市余呉町上丹生 | 上丹生工区は消雪施設を更新する工事である。令和6年度の冬期降雪時期までに完了するためには、令和5年度から工事に着手する必要がある。年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示に伴う事業費の増額により、令和5年度からの施工が可能となったことから、さらなる事業推進を図るため、債務負担行為を追加したい。 |
| 426 | 単独道路改築事業 (伊部近江線) | 令和6年度 | 20,000 | 10,000 | 20,000 | 30,000 | 米原市顔戸 | 近隣の市道整備に伴う交通量増加に対応できるよう、県道伊部近江線と国道8号および市道との交差点改良を行うものである。 関係機関との協議が整い、計画よりも早期に工事着手が可能となった。また、交差点内の通行規制を実施しながらの施工であり、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為を追加したい。 |

| 番号 | 事 項 | 期 間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理 由 |
|-----|----------------------|--------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------------|--|
| | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 427 | 補助河川総合流域防災事業 (北川) | 令和6年度 | 150,000 | 20,000 | 150,000 | 170,000 | 草津市野路一丁目 他 | 急速に市街化が進んでいる地域の浸水対策のため、河道の切り下げによる河積の拡大を行う工事である。 隣接する土地改良施設の設備更新工事が計画より早く完了する見込みとなり、施工範囲を拡大することが可能となった。事業効果の早期発現や業務の平準化を図るため、債務負担行為を追加したい。 |
| 428 | 補助通常砂防事業 (久保川支流) | 令和6年度から 令和8年度まで | 390,000 | 50,000 | 390,000 | 440,000 | 甲賀市土山町大河原 | 溪流下流に位置する人家等を土砂災害から守るために砂防堰堤を設置する工事である。 関係機関との協議が整い、計画よりも早期に工事着工が可能となったことから、事業効果の早期発現を図るため、債務負担行為を追加したい。 |
| | 計 | | 1,020,000 | 165,000 | 1,020,000 | 1,185,000 | | |

令和5年度6月補正予算 債務負担行為に係る施工箇所等

【変更】

(単位:千円)

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|----|----------------------|-----|--------------------|---------|-----------|--------------|-------------|----------------------------|--|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 91 | 補助道路整備事業 (国道303号) | 補正前 | 令和6年度から 令和7年度まで | 385,000 | 162,000 | 385,000 | 547,000 | 長浜市木之本町金居原～木之本町杉野 ほか4箇所 | 金居原・杉野工区(長浜市木之本町金居原～木之本町杉野)は、幅員狭小かつ線形不良の区間があるため、拡幅および線形改良整備を行うものである。 当工区は、冬期の降雪期間の施工が困難であるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 405,000 | 162,000 | 405,000 | 567,000 | | |
| 94 | 補助道路整備事業 (国道365号) | 補正前 | 令和6年度 | 30,000 | 81,000 | 30,000 | 111,000 | 米原市野一色 | 野一色工区は、交差点改良および道路拡幅を進めており、交差点付近の道路拡幅工事を計画している。 当工区には、信号機やNTTの支障物件があり、移設補償後に引き続き工事に着手する必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 80,000 | 106,000 | 80,000 | 186,000 | | |
| 96 | 補助道路整備事業 (国道421号) | 補正前 | 令和6年度から 令和7年度まで | 880,000 | 413,000 | 880,000 | 1,293,000 | 東近江市蓼畑町 ほか1箇所 | 蓼畑工区(東近江市蓼畑町)は、冬季期間の積雪が多い上に、蓼畑橋に近接する道の駅を拠点として、夏はキャンプ、秋は登山などの観光客が多数訪れる観光地となっている。このことから工事可能時期が春先に限定されるため、年度をまたいだ工期設定が必要であり、債務負担行為により事業を実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 950,000 | 413,000 | 950,000 | 1,363,000 | | |
| 97 | 補助道路整備事業 (国道477号) | 補正前 | 令和6年度から 令和7年度まで | 230,000 | 507,820 | 230,000 | 737,820 | 守山市立田町～洲本町 ほか3箇所 | 立田・洲本工区(守山市立田町～洲本町)は、幅員が狭く、線形が不良なうえ大型車を含む交通量の増加等により交通障害となっていることから、幹線道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。 当工区は、近接する発注済工事の進捗にあわせての工事着手となることから、適正工期を確保すると、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 300,000 | 507,820 | 300,000 | 807,820 | | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|------------------------|-----|--------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------------|--|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 98 | 補助道路整備事業 (大津能登川長浜線) | 補正前 | 令和6年度から 令和7年度まで | 3,550,000 | 2,495,000 | 3,550,000 | 6,045,000 | 草津市若草 米原市宇賀野 | 若草工区(草津市若草)は、通学生の安全を確保するため、横断歩道橋整備を実施するものである。当工区は、学校の長期休暇期間の施工となるため、適正工期を確保すると、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) 近江母の郷工区(米原市宇賀野)は、道の駅トイレの機能改良工事である。維持管理主体の米原市との協議の結果、隣接施設に影響を与えない施工方法への変更が生じ、年度をまたいだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(追加) 草津三丁目工区(草津市草津三丁目)は、慢性的に渋滞が発生しており、工事の完成による早期解消が望まれている。国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 3,660,000 | 2,495,000 | 3,660,000 | 6,155,000 | 草津市草津三丁目 ほか6箇所 | |
| 100 | 補助道路整備事業 (栗東信楽線) | 補正前 | 令和6年度 | 50,000 | 145,000 | 50,000 | 195,000 | 栗東市林～六地藏 | 林・六地藏工区は、南部土木事務所管内を南北に結ぶ主要幹線道路でありながら、現道は屈曲し狭隘であるため、幹線道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。 当工区は、田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 80,000 | 145,000 | 80,000 | 225,000 | | |
| 102 | 補助道路整備事業 (多賀醒井線) | 補正前 | 令和6年度 | 50,000 | 137,000 | 50,000 | 187,000 | 多賀町久徳～河内 | 久徳・河内工区は、幅員が狭小であり、通勤、通学の交通安全の確保を図るため、現道拡幅を行うものである。 当工区は、河川内工事のため渇水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 100,000 | 137,000 | 100,000 | 237,000 | | |
| 112 | 補助道路整備事業 (近江八幡守山線) | 補正前 | 令和6年度 | 300,000 | 1,015,018 | 300,000 | 1,315,018 | 守山市川田町～野洲市比江 | 大津湖南幹線工区は、県南部地域の渋滞の解消と沿線の発展を目標に、近江八幡守山線のバイパスとして大津湖南幹線の整備を行うものである。 当工区は、4車線の道路工事を一体的に発注する必要があることから大規模工事となり、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 400,000 | 1,015,018 | 400,000 | 1,415,018 | | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|-------------------------|-----|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------------------|---|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 119 | 補助道路整備事業 (木部野洲線) | 補正前 | 令和6年度 | 50,000 | 60,000 | 50,000 | 110,000 | 野洲市市三宅～久野部 | 本路線は、国道8号から大津能登川長浜線、旧中主町を結ぶ重要な路線であるが、幅員が狭小で線形も悪く、大型車の離合も困難な状況である。また、小学校にも接続しており、通学路としての早期の安全対策を求められている。このため、現道拡幅を行い交通の円滑化と安全対策を行うものである。 久野部工区は、人家が連担する中で現道を拡幅するものであることから、用地買収後に引き続き工事に着手する必要があり、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 100,000 | 60,000 | 100,000 | 160,000 | | |
| 122 | 補助道路整備事業 (神郷彦根線) | 補正前 | 令和6年度から 令和8年度まで | 2,270,000 | 740,000 | 2,270,000 | 3,010,000 | 東近江市神郷町～ 愛荘町川原 | 神郷・川原工区は、近接する国道8号の慢性的な渋滞の交通流の分散を目的に、愛知川を渡河する橋梁を含む約2.0kmの整備を行うものである。 当工区は、工事を一体的に発注する必要があることから大規模工事となり、また、田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和8年度まで | 2,520,000 | 740,000 | 2,520,000 | 3,260,000 | | |
| 129 | 補助道路整備事業 (大野木志賀谷長浜線) | 補正前 | 令和6年度 | 70,000 | 157,000 | 70,000 | 227,000 | 長浜市鳥羽上町 ほか2箇所 | 鳥羽上工区(長浜市鳥羽上町)は、設計業務を一体的に発注する必要があることから、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 140,000 | 157,000 | 140,000 | 297,000 | | |
| 131 | 補助道路整備事業 (丁野虎姫長浜線) | 補正前 | 令和6年度 | 20,000 | 60,000 | 20,000 | 80,000 | 長浜市北新町 ほか1箇所 | 北新工区(長浜市北新町)は、通学生の安全を確保するため、歩道整備を実施するものである。 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 50,000 | 85,000 | 50,000 | 135,000 | | |
| 134 | 補助道路整備事業 (杉本余呉線) | 補正前 | 令和6年度から 令和10年度まで | 3,450,000 | 170,000 | 3,450,000 | 3,620,000 | 長浜市余呉町上丹生 | 杉本・上丹生工区は、木之本町杉本から余呉町上丹生にかけての現道が幅員狭小であるため、毎年冬期に通行止めを余儀なくされていることなどから、通年で通行可能な道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。 当工区は、延長約1.5kmの長大トンネルを含む事業であり、トンネル工事を完了するには年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和10年度まで | 6,550,000 | 170,000 | 6,550,000 | 6,720,000 | | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|-----------------------|-----|-------|---------|-----------|--------------|-------------|---|---|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 139 | 補助道路整備事業 (湖北長浜線) | 補正前 | 令和6年度 | 225,000 | 130,200 | 225,000 | 355,200 | 長浜市湖北町尾上 ～公園町 ほか1箇所 | 大浜工区(長浜市湖北町尾上～公園町)は、「ピワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行う工事である。 当工区は、自転車での通行者が少ない冬期からの工事着工となることから、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 275,000 | 130,200 | 275,000 | 405,200 | | |
| 140 | 補助道路整備事業 (木之本高月線) | 補正前 | 令和6年度 | 30,000 | 95,000 | 30,000 | 125,000 | 長浜市高月町雨森 ～高月町馬上 | 雨森・馬上工区は、幅員が十分確保されておらず、車両の離合が困難な箇所があることから、道路整備を行うものである。 当工区は、田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 60,000 | 150,000 | 60,000 | 210,000 | | |
| 145 | 補助道路整備事業 (近江八幡大津線) | 補正前 | 令和6年度 | 240,000 | 160,000 | 240,000 | 400,000 | 守山市今浜町～野洲市須原 草津市下物町～新浜町 近江八幡市野村町～牧町 | 吉川(守山市今浜町～野洲市須原)・北山田(草津市下物町～新浜町)・佐波江(近江八幡市野村町～牧町)工区は、「ピワイチ」のナショナルサイクルルート指定に伴い、国の制度基準に合致したコースとなるよう自転車通行空間の整備を行う工事である。 当工区は、自転車での通行者が少ない冬期からの工事着工となることから、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。更なる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 280,000 | 160,000 | 280,000 | 440,000 | | |
| 149 | 補助道路修繕事業 (国道303号) | 補正前 | 令和6年度 | 300,000 | 50,000 | 300,000 | 350,000 | 長浜市木之本町川 合 ほか2箇所 | 新川合橋工区(長浜市木之本町川合)は、橋梁の耐震化を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となる。 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為により実施したい。(追加) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 550,000 | 148,000 | 550,000 | 698,000 | | |
| 153 | 補助道路修繕事業 (国道421号) | 補正前 | 令和6年度 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 60,000 | 東近江市山上町 東近江市永源寺相 谷町 | 新和南橋工区(東近江市山上町)、端ヶ谷橋工区(東近江市永源寺相谷町)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接区間も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 60,000 | 80,000 | 60,000 | 140,000 | | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|------------------------|-----|-------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------|---|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 155 | 補助道路修繕事業 (国道477号) | 補正前 | 令和6年度 | 150,000 | 45,000 | 150,000 | 195,000 | 竜王町岡屋 | 祖父川大橋工区(竜王町岡屋)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 270,000 | 90,000 | 270,000 | 360,000 | ほか3箇所 | |
| 156 | 補助道路修繕事業 (大津能登川長浜線) | 補正前 | 令和6年度 | 223,000 | 99,000 | 223,000 | 322,000 | 東近江市今町 | 今歩道橋工区(東近江市今町)は、橋梁の修繕を行うものである。道路をまたぐ橋であり、桁下面の修繕を行うに当たり、施工が交通量の少ない時間帯に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 293,000 | 169,000 | 293,000 | 462,000 | ほか3箇所 | |
| 159 | 補助道路修繕事業 (彦根八日市甲西線) | 補正前 | 令和6年度 | 50,000 | 60,000 | 50,000 | 110,000 | 湖南省梅影町 | 茶釜川橋工区(湖南省梅影町)、春日橋工区(愛荘町島川)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 140,000 | 80,000 | 140,000 | 220,000 | 愛荘町島川 | |
| 160 | 補助道路修繕事業 (小浜朽木高島線) | 補正前 | 令和6年度 | 80,000 | 12,000 | 80,000 | 92,000 | 高島市朽木荒川 | 宮ノ越橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 200,000 | 22,000 | 200,000 | 222,000 | | |
| 161 | 補助道路修繕事業 (彦根近江八幡線) | 補正前 | 令和6年度 | 145,000 | 91,000 | 145,000 | 236,000 | 近江八幡市長命寺町 | 水車橋工区、長命寺橋工区(近江八幡市長命寺町)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 675,000 | 301,000 | 675,000 | 976,000 | 彦根市八坂町 ほか1箇所 | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|--------------------------|-----|-------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|--|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 162 | 補助道路修繕事業 (大津守山近江八幡線) | 補正前 | 令和6年度 | 55,000 | 36,000 | 55,000 | 91,000 | 草津市北大萱町 近江八幡市牧町 ほか1箇所 | 新葉山川橋工区(草津市北大萱町)、牧の橋工区(近江八幡市牧町)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 110,000 | 50,000 | 110,000 | 160,000 | | |
| 167 | 補助道路修繕事業 (近江八幡守山線) | 補正前 | 令和6年度 | 180,000 | 45,000 | 180,000 | 225,000 | 近江八幡市安養寺町 ほか1箇所 | 桐原橋工区(近江八幡市安養寺町)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 330,000 | 170,000 | 330,000 | 500,000 | | |
| 168 | 補助道路修繕事業 (幸津川服部線) | 補正前 | 令和6年度 | 50,000 | 30,000 | 50,000 | 80,000 | 守山市幸津川町 | 稲荷大橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要となるため、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 70,000 | 60,000 | 70,000 | 130,000 | | |
| 173 | 補助道路修繕事業 (雨降野今在家八日市線) | 補正前 | 令和6年度 | 20,000 | 30,000 | 20,000 | 50,000 | 東近江市神田町 東近江市池庄町 | 御河辺橋工区(東近江市神田町)、無名橋5号工区、F橋側道橋工区(東近江市池庄町)は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 50,000 | 30,000 | 50,000 | 80,000 | | |
| 174 | 補助道路修繕事業 (横溝秦荘線) | 補正前 | 令和6年度 | 20,000 | 21,000 | 20,000 | 41,000 | 東近江市下一色町 | 北浦橋工区は、橋梁の修繕を行うものである。河川区域内の工事を予定しており、施工が非出水期に制限されるため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 30,000 | 25,000 | 30,000 | 55,000 | | |
| 188 | 補助道路修繕事業 (葛籠尾崎大浦線) | 補正前 | 令和6年度 | 200,000 | 100,000 | 200,000 | 300,000 | 長浜市西浅井町菅浦 | 菅浦工区は、災害防除を行うものである。落石、崩壊の恐れがないよう対策箇所の法面対策工事を行うためには、一連の法面を一体的に施工する必要があり、その適正工期を確保するためには、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 400,000 | 108,000 | 400,000 | 508,000 | | |

| 番号 | 事項 | 区分 | 期間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理由 |
|-----|-----------------------|-----|-------|--------|-----------|--------------|-------------|-----------------|--|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 201 | 単独道路改築事業 (国道477号) | 補正前 | 令和6年度 | 40,000 | 37,000 | 40,000 | 77,000 | 守山市幸津川町～ 洲本町 | 一般国道477号の幸津川・洲本工区は、幅員が狭く、線形が不良なうえ大型車を含む交通量の増加等により交通障害となっていることから、幹線道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。当工区は、田畑部と隣接する工事であり、農繁期を回避して工事を進めるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 60,000 | 37,000 | 60,000 | 97,000 | | |
| 203 | 単独道路改築事業 (栗東信楽線) | 補正前 | 令和6年度 | 30,000 | 25,000 | 30,000 | 55,000 | 栗東市林～六地藏 | 林・六地藏工区は、南部土木事務所管内を南北に結ぶ主要幹線道路でありながら、現道は屈曲し狭隘であるため、幹線道路ネットワークを形成するバイパスを整備するものである。当工区は、発注済委託設計業務の進捗にあわせての業務着手となることから、適正履行期間を確保すると、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 50,000 | 25,000 | 50,000 | 75,000 | | |
| 206 | 単独道路改築事業 (大津草津線) | 補正前 | 令和6年度 | 10,000 | 30,000 | 10,000 | 40,000 | 草津市野路町 | 野路町工区は、川の下交差点から川の下西交差点にかけて、歩道が未整備であることから、歩行者等の安全対策として歩道整備を行うものである。当工区は、交通量の多い市街地部に位置しているため、先行して実施する横断歩道橋改修工事が完了する令和5年秋以降に、連続して現場管理を行う必要があるため、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 60,000 | | |
| 224 | 単独道路改築事業 (近江八幡大津線) | 補正前 | 令和6年度 | 40,000 | 27,000 | 40,000 | 67,000 | 草津市下物町 | 草津市により「道の駅草津」の施設の機能や魅力の向上を図り、今後の地方創出の拠点形成を目指すためリノベーション構想が策定された。 草津工区は、県(道路管理者)としてリノベーション構想に協力しており、駐車場の拡大等を行うものである。当工区は、河川内工事のため濁水期に制限されることから、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことにより、債務負担行為により実施したい。(当初) 国内示に伴う事業費の増額により、隣接工区も含めて施工することが可能となった。さらなる事業推進を図るため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 60,000 | 27,000 | 60,000 | 87,000 | | |

| 番号 | 事 項 | 区分 | 期 間 | 限度額 | 費用支出年度区分 | | 事業費計 ①+② | 施工箇所 | 理 由 |
|-----|-----------------------|-----|--------------------|------------|-----------|--------------|-------------|----------|---|
| | | | | | R5年度 ① | R6年度 以降 ② | | | |
| 230 | 補助広域河川改修事業 (葉山川) | 補正前 | 令和6年度 | 260,000 | 25,000 | 260,000 | 285,000 | 栗東市上鈎他 | 非出水期に工事を行う必要があり、適正工期を確保すると、年度をまたいだ工期設定を要することから、債務負担行為により実施したい。 (当初) 河川改修により支障となる県道橋の架替えについて、橋梁架替えが早期に完成し、一連区間の工事と併せて旧橋撤去工事の実施が可能となったことから、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。 (変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 410,000 | 35,000 | 410,000 | 445,000 | | |
| 250 | 補助河川総合流域防災事業 (百瀬川) | 補正前 | 令和6年度 | 250,000 | 70,000 | 250,000 | 320,000 | 高島市マキノ町沢 | 非出水期に工事を行う必要があり、適正工期を確保すると、年度をまたいだ工期設定を要することから、債務負担行為により実施したい。 (当初) 現工事の仮設工法見直しに伴い、次期工事の施工期間の見直しが必要となった。次期非出水期から令和7年度におよぶ工期設定を要することから、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 300,000 | 70,000 | 300,000 | 370,000 | | |
| 352 | 補助通常砂防事業 (嶺上谷川) | 補正前 | 令和6年度から 令和7年度まで | 220,000 | 80,000 | 220,000 | 300,000 | 長浜市鍛冶屋町 | 本工事は、急峻な地形での砂防堰堤工を実施する工事であり、適正工期確保のため、年度をまたいだ工期設定が必要となることから、債務負担行為により実施したい。(当初) 関係機関との協議の結果、管理用道路の河川横断部に新たにボックスカルバートを設置する必要が生じたため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 260,000 | 80,000 | 260,000 | 340,000 | | |
| 383 | 単独通常砂防事業 (早川) | 補正前 | 令和6年度 | 90,000 | 20,000 | 90,000 | 110,000 | 彦根市野田山町 | 本工事は、出水期の施工が制限される人家隣接地での流路工事であり、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことから、債務負担行為により実施したい。(当初) 予備設計の結果、施工延長の変更と工期延伸の必要が生じたため、債務負担行為の期間および限度額を変更したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度から 令和7年度まで | 150,000 | 20,000 | 150,000 | 170,000 | | |
| 390 | 受託砂防事業 (広谷川) | 補正前 | 令和6年度 | 4,425 | 4,425 | 4,425 | 8,850 | 竜王町薬師 | 本工事は、出水期の施工が制限される人家隣接地での流路工事であり、年度をまたいだ工期設定が必要である。このことから、債務負担行為により実施したい。(当初) 関係機関との協議の結果、取付擁壁やガードレールなどをボックスカルバートと一体的に施工する必要が生じたため、債務負担行為の限度額を増額したい。(変更) |
| | | 補正後 | 令和6年度 | 15,575 | 4,425 | 15,575 | 20,000 | | |
| 計 | | 補正前 | | 14,277,425 | 7,495,463 | 14,277,425 | 21,772,888 | | |
| | | 補正後 | | 20,463,575 | 8,294,463 | 20,463,575 | 28,758,038 | | |